

建築設備の定期報告対象

H28年6月より				
分類		種別	備考	
1	昇降機	令第16条第3項第1号	エレベーター	1. 住戸内のみを昇降するものを除く 2. 工場等に設置されている専用エレベーターは除く(※1)
			エスカレーター	1. 住宅のみを昇降するものを除く
			小荷物専用昇降機	1. フロアタイプのものに限る。 (出入れ出口が床面よりも50cm以上高いものを除く)
2	準用工作物	令第138条の3	政令第138条第2項各号に掲げる工作物 (観光用エレベーター、エスカレーター、遊戯室)	
3	防火設備	令第16条第3項第2号	定期報告が必要な特殊建築物に設けられる防火設備	
			右に掲げる用途のうち、床面積が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備 (防火設備に関しては、外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。)	1. 病院、診療所 (患者の収容施設のあるものに限る。) 2. 共同住宅 (サービス付高齢者向け住宅に限る。) 3. 寄宿舍 (サービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。) 4. 就寝用途の児童福祉施設等(※2)

※1 労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーター(労働基準法別表第1第1号から第5号に掲げる工場等に設置されているもののうち一般公衆のように供されていないもの)のうち、同令第12条第1項第6号に該当するもの(積載荷重が1トン以上のもの)

※2 就寝用途の児童福祉施設等

『助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)、老人デイサービスセンター(宿泊サービスがあるものに限る。)、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所』